

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
情報ネットワーク構築及び運用保守業務

基本仕様書

令和 2 年 11 月
地方独立行政法人広島市立病院機構

1 概要

(1) 業務名

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務

(2) 目的

本院は、令和4年春に荒下地区（広島市安佐北区亀山南一丁目）に「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）」（以下「新病院」という。）の移転開業を予定している。本件は、この新病院における情報通信基盤を整備するものであり、医療情報システム系の情報ネットワークに限らず、院内で利用する全ての情報ネットワークを統合的に管理し、構築コストの抑制だけでなく、障害対策やセキュリティ対策など運用管理面の強化を図ることを目的としている。

(3) 履行期間

ア 設計・構築

契約を締結した日から令和4年5月31日まで

イ 運用保守

令和5年5月1日から令和9年3月31日まで

※開院後1年間の運用保守は、無償対応とする。

(4) 基本方針

ネットワーク設計は、以下の基本方針のもとに実施する。

ア 新病院の情報ネットワークは、24時間365日の診療業務を支える重要な情報通信基盤であることから、障害対応に十分配慮し、信頼性・保全性を確保する。

イ 医療情報システム系ネットワークについては、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」や総務省及び経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を順守して整備する。

ウ また、電子カルテ等に用いる医療情報系ネットワークに限らず、職員が利用するインターネットや音声通信などを含め、院内全ての情報ネットワークを対象に集約化を図り、セキュリティ対策の徹底と運用管理の合理化を実現する。特に、サイバーセキュリティ対策の視点から、院内だけでなく、院外との通信（通話を含む）について、経路や通信量が特定できる仕組みを構築する。

エ 構築費だけでなく、ランニングコストの削減にも配慮した整備とする。
特に、将来起こりうる変化として、診療業務への I O T 機器の導入が見込まれているため、情報ネットワークの拡張性にも配慮する。

(5) 想定スケジュール

○ 参考資料 3 「情報システム関連整備スケジュール（案）」のとおり

※ スケジュールは、建築工事等の関係により変更となる場合がある。詳細は別途協議の上、決定する。

2 情報ネットワークの種類

(1) 医療情報系

電子カルテシステム、医事システム等の基幹システム、P A C S 等の画像管理システム等（リモート保守回線を含む）が、有線および無線 L A N により稼働する情報ネットワークである。

現病院と新病院の間には、建物竣工から開院までの間、別途、特定の事業者と V L A N の利用契約を締結する予定である。

(2) 事務系

主に職員が利用するインターネットと、広島市立病院機構 L A N が、有線および無線 L A N により稼働する情報ネットワークである。

現病院と新病院の間には、建物竣工から開院までの間、別途、特定の事業者と V L A N の利用契約を締結する予定である。

(3) 通話音声系

職員が利用する I P 電話機やスマートフォン（iPhone）を用いた内線通信（Wi-Fi）が、有線および無線 L A N により稼働する情報ネットワークである。

建築工事において整備するナースコールとも連動する。

なお、公衆電話、防災センターや救急部門等に整備するアナログ電話機関連の設備については、整備対象範囲から除く。

(4) 患者サービス系

患者等が利用する端末（ノート P C、スマートフォン）が、無線 LAN（Wi-Fi）により稼働する情報ネットワークである。

3 情報ネットワークの構築に伴う条件（建物工事と関連するもの）

(1) 新病院の平面図は、以下のとおりとする。

○ 参考資料 1 「建物平面図」

- (2) 受託者と建築工事又は別途調達予定の個別案件との工事区分は、以下のとおりとする。
- 参考資料 2 「ネットワーク工事区分概要」
 - 参考資料 9 「ネットワーク工事区分詳細」
- (3) 情報 LAN 端子必要数については、以下のとおりとする。
- 参考資料 4 「情報 LAN 端子必要数一覧」
 - ※ 情報 LAN 端子用のボックスについては、建築工事において設置
- (4) 配管やサーバ設置予定 EPS ラックの位置については、以下のとおりとする。
- 参考資料 5 「弱電配線図及び EPS 配置図」
 - ※ EPS ラック内の一次電源は、建築工事において非常用電源を準備

4 情報ネットワークの構築・運用保守に伴う基本的要件

情報ネットワークの構築及び運用保守に当たり必要となる基本的要件は、以下のとおりとし、これを順守した内容を提案とすること。

(1) 構築に伴う基本的要件

ア 各情報ネットワークは、物理的に統合し、論理的に独立した情報ネットワークであり、相互に干渉せず安定した性能を確保できること。

イ ガイドラインへの対応は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した情報ネットワークであること。

(イ) 経済産業省・総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に準拠した情報ネットワークであること。

ウ 医療情報系の情報ネットワークについては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 参考資料 6 「医療情報システム一覧（案）」に示す情報システムが稼働する前提で、情報ネットワークを構築すること。

(イ) 参考資料 7 「現行電子カルテベンダーが情報ネットワークに求める要件」を満たす情報ネットワークを構築すること。

エ 受託者が設置する EPS ラックは、建物制約上、以下の要件を満たすこと。

(ア) 各階 EPS のラック用スペースは幅 700mm×奥行 700mm×高さ 2100mm(チャンネルベース込)を想定しており、このスペースに収まるネットワークラックを各 EPS に 1 筐体整備すること。

(イ) 各階 EPS に機器を設置する際は、必要容量分の UPS を設置すること。

(ウ) ラックはアンカー等で固定を行い、耐震対策を施すこと。

オ 通話音声系の試験並びに確認については、建築工事において設置する電話交換機（型式：SV9500CT）と接続調整を行うこと。音声試験及びナースコール業務試験でネットワークに問題がないことを確認し、発注者の承認を得ること。

(2) 運用保守に伴う基本的要件

ア 運用保守の内容は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 円滑に情報ネットワークを利用するための運用支援

(イ) 情報ネットワークの管理・監視及び報告

(ウ) 情報ネットワークの課題・障害事例の管理、障害発生時の切り分け

(エ) 障害発生時の対応や日常メンテナンスの実施

(オ) 情報ネットワーク運用管理に必要なドキュメント類（論理設計図、物理設計図、施工時の写真、実際の配線図等）の管理

(カ) 電気設備の法定点検時には、点検開始から関連する院内全ての情報システムの復旧確認が完了するまでの間、保守作業員等の立会は必須

イ 24 時間 365 日情報ネットワークが安定稼働できるよう、次の点を考慮した運用保守サービスを提供すること。

(ア) 情報ネットワークの維持管理（24 時間 365 日の稼働・トラフィックの監視）

(イ) 情報ネットワークの障害管理（障害発生時の復旧時間は、通報から 1 時間以内を目標）

ウ 原則、外部からのリモート操作・監視は認めない。（本院からのリモート通報のみ可とする）

エ 情報ネットワーク運用管理に必要なドキュメント類（論理設計図、物理設計図、施工時の写真、実際の配線図等）の管理を行うこと。

(3) 前記(1)又は(2)にかかわらず、質の向上やコスト抑制の観点等から、より良い情報ネットワークの構築や運用保守業務の実施についての提案も可能とする。

5 提案見積額

提案見積額の算出は、以下のとおりとする。

(1) 構築費

ア 構築費の提案見積額には、新病院の開院と合わせた構築作業に要する費用（設計、配線工事、機器設置、設定作業等）及びこれらに附帯する業務に要する全ての費用を含めること。

イ 情報ネットワーク構築の工程上、建築工事中の新病院への立ち入りが必要と想定されるため、必要となる共益費等を費用に含めること。

ウ 情報ネットワーク機器及び関連システムの必要台数は、仕様として示さない。無線 LAN 用のアクセスポイントの数などは、病院の構造を考慮し、24 時間 365 日の診療業務を続ける医療機関の情報ネットワークとして、満足できる台数を見込むこと。

(2) 運用保守費

ア 運用保守費の提案見積額には、運用支援の提案に要する全ての作業費・機材費等を含んだ額（導入後 1 年間を除く、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年度間の合計額）とすること。

イ 原則、外部からのリモート操作・監視は認めない。（本院からのリモート通報のみ可とする）

ウ 電気設備の法定点検時には、点検開始から関連する院内全ての情報システムの復旧確認が完了するまでの間、保守作業員等の立会は必須とする。

6 提案を求める事項の詳細

参考資料 8 「基本仕様書詳細」のとおり